

【名張市地域活性化起業人(副業型)の募集について】質問に対する回答

令和 8 年 7 月 16 日更新

NO	質問内容	回答
1	業務期間の項目の委託契約日に「令和8年8月頃」とされていますが、地域活性化起業人制度は、月の初日を基準日として月割により計算され、月の途中から開始した場合は当該月が算入されず翌月分からの算入となるとされております。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000950145.pdf (Q23 参照) この場合、業務開始日は令和8年8月1日となりますでしょうか。また、契約(委嘱)期間の開始日と実際の業務開始日も一致しているという認識で正しいでしょうか。	業務開始時期については、地域活性化起業人の予定に応じて調整します。 令和8年8月から勤務可能な場合は、委託期間を令和8年8月1日からとします。